

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

築上町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡県築上町長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法等に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①事業対象者であるとの確認及び通知 ②事業利用の申込みや減免申請の処理 ③事業提供の際に必要な個人情報の確認 ④事後指導や結果(記録)の保存及び管理
③システムの名称	・健康管理システム ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表の111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表 139の項 (情報提供の根拠) 1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・健康支援課
②所属長の役職名	子育て・健康支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 住所:福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 TEL:0930-56-0300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て・健康支援課 住所:福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 TEL:0930-56-0300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 5.② 所属長	住民課長 加藤 秀隆	住民課長 神崎 博子	事後	人事異動に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年2月26日	課名	住民課	子育て・健康支援課	事後	機構改革による変更
令和4年3月10日	I 1.③ システムの名称	・健康管理システム ・MICJET番号連携サーバ	・健康管理システム ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	事前	制度改正に伴う変更
令和4年3月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)各種がん検診情報ファイル	検診情報ファイル	事前	制度改正に伴う変更
令和4年3月10日	I 4.① 特定個人情報ファイル名	実施しない	実施する	事前	制度改正に伴う変更
令和4年3月10日	I 4.② 法令上の根拠	—	(情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第8号及び別表第二の102の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第50条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第8号及び別表第二の102の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第50条	事前	制度改正に伴う変更
令和4年3月10日	IV 6. 情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	制度改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 3. 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第54条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表の111の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条</p>	事後	
令和6年8月30日	I 4.② 法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号及び別表第二の102の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第50条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号及び別表第二の102の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第50条</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 ・第2条の表 139の項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 ・第2条の表 139の項</p>	事後	
令和6年8月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和6年7月31日 時点		
令和6年8月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和6年7月31日 時点		